

別表1（第2条第6号及び第7号関係）

区分	分類	サービス種別
介護サービス事業所等	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）
	通所系	通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	訪問系	訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系	施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練
	通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

別表2（第3条関係）

補助対象者		補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
区分	要件				
1 病院又は診療所 (医科・歯科)	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、 京都府内で保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を 運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	令和5年7月5日から 令和6年1月31日の間 に実施する、経営改善 ・経営基盤強化に資す る事業	補助対象事業を実施す るために必要な経費（委 託費、消耗品費、備品購 入費、工事請負費、既存 設備の撤去費用、その他 知事が必要と認める経 費）	補助対象経 費の4分の3 以内	1対象施設 等当たり15 万円
2 助産所	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、 京都府内で開設している助産所を運営する者				
3 施術所	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、 京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者				
4 歯科技工所	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内で開設し、歯科技工士法第21条第1項の規定による届出をし た歯科技工所を運営する者				
5 介護サービス 事業所等	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬 の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホ ーム及び生活支援ハウスにあつては、令和5年7月5日から令和6 年1月31日までの期間において、京都府内（京都市内を除く）に所 在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。				
6 障害者施設等	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉 サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。				
7 児童養護施設	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内に所在する児童養護施設等を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設及び京都市所 管の施設を除く。				
8 保育所等	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内に所在する私立の保育所等を運営する者				
9 薬局	令和5年7月5日から令和6年1月31日までの期間において、京 都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する 者				

